

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条
 { 特定認定長期優良住宅以外
 (a) 新築されたもの
 (b) 建築後使用されたことのないもの
 } 特定認定長期優良住宅
 { (c) 新築されたもの
 (d) 建築後使用されたことのないもの
 } (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋 [平成 年 月 日 (ハ) 新築] が、この規定に
(ニ) 取得]

該当するものである旨を証明します。

新築・取得	住 所	岐阜県本巣郡北方町
した者	氏 名	
家 屋 の 所 在 地		岐阜県本巣郡北方町
家 屋 番 号		
取得の原因 (移転登記の場合)		

北税証第 号

平成 年 月 日

岐阜県本巣郡北方町長 室 戸 英 夫